

4.4.22 本会刊行物の二次利用等に関する内規

2011年2月18日 刊行委員会決

第1条（目的） この内規は、刊行規程第11条に規定されている刊行物の二次利用等に関する手続きについて定める。

第2条（定義） 本会刊行物の二次利用等の定義は以下のとおり。

- （1）刊行物からの引用・転載
- （2）刊行物の翻訳、翻案、ダイジェスト、録音、電子化、放送、映画、貸与等

第3条（手続き） 本会刊行物の二次利用等について許諾を求められたときは、本会が当該刊行物の著作者の意見を徴したうえでその諾否を決める。

第4条（対価の請求） 前条の相手方が商業利用を目的としている場合、本会は適当な対価を請求できる。

第5条（対価の配分） 二次利用等で得た対価は、本会と著作者にその50%ずつを配分するものとする。